

第13回国会 参議院 地方行政委員会 第60号

昭和27年7月14日

[本文へスキップ](#)

現在表示しているページの位置

[トップページ（検索画面）](#) → 会議録テキスト表示（第13回国会 参議院 地方行政委員会 第60号 昭和27年7月14日）

会議録テキストのURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101314720X06019520714>

メニュー

この画面で利用できる機能は次のとおりです。

- [1. 会議録本文](#)
- [2. 表示する発言の絞り込み](#)
- [3. 発言の目次](#)
- [4. 会議録のPDFを表示](#)
- [5. ヘルプ（使い方ガイド）（別画面）](#)

1. 会議録本文

本文のテキストを表示します。[発言の目次](#)から移動することもできます。

000・会議録情報

昭和二十七年七月十四日（月曜日）
午前十時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長	西郷吉之助君
理事	
	中田 吉雄君
委員	
	岩沢 忠恭君

石村 幸作君
高橋進太郎君
宮田 重文右
岡本 愛祐君
館 哲二君
若木 勝藏君
原 虎一君
吉川末次郎君

衆議院議員

小澤佐重喜君

政府委員

全国選挙管理委

員会事務局長 吉岡 恵一君

事務局側

常任委員会専門

員 福永與一郎君

衆議院法制局側

参 事

(第一部長) 三浦 義男君

本日の会議に付した事件

- 本委員会の運営に関する件
 - 公職選挙法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
 - 国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律の一部を改正する法律
案 (内閣提出、衆議院送付)
-

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101314720X06019520714/0>

001・西郷吉之助

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を開会いたします。

それでは最初に理事会で大体予定案を作りましたから、法案の審議の予定表について御報告をいたしまして、皆様がたの又御意見を伺いたいと思っておりますが、本日は選挙法の説明を聞きますが、片方の国会議員の選挙等の執行経費、これはもうすでに説明を聞いておりますから、本日は選挙法の説明を聞きまして、できれば質疑をお願いいたしたいと思っております。明日も引続いて選挙法につきまして御質疑を願ひまして、十六日水曜日に地方制度調査会設置法案の説明を聞きまして、できれば十六日中に説明と質疑だけは終つておきたい、かように考えております。十七日木曜日は、消防法の改正案と消防組織法の改正案の説明を聞きまして質疑をお願いしておきたい。十八日金曜日は、市の警察維持の特例案、警察官等協力援助者災害給付法案、この両法案の説明を聞きまして、質疑をお願いし、中でも市の警察維持の特

081・中田吉雄

○中田吉雄君 未成年者が選挙運動をやつてどういう弊害がこれまで起つたと思われていますか、先ずその点をお伺いしたいし、私はやはり選挙費用を節約する意味から言つても、機械的な労務なんかはやはり成人、大人の人を雇用するよりか実際選挙費用の節約にはなると思うのですが、そういう点についてなぜこの禁止規定を入れたか。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101314720X06019520714/81>

082・小澤佐重喜

○衆議院議員（小澤佐重喜君） 問題は、この選挙権の行使の年令をどうするかという問題につながつて来ると思うのです。要するに日本では満二十歳以内について選挙権を与えていない。この二十歳に選挙権を与えるということは、いわゆる選挙の本当の目的というものを理解して、そうして完全な行使ができるという考えの下に、現行法が二十歳というものをやつておるわけです。併しながら二十歳がいいか十八歳がいいかということは、その国の民度、或いはその国の民族の現状から見ていろいろ判断するわけではありますが、とにかく日本の現行法では二十歳を選挙権者と認めているわけでありますから、それ以下の者は選挙に対する考え方がまだ未熟であるという見地を現行法がとつておることだけは、はつきりできると思います。果してそれでそれがいいというのなら、やはり選挙権を行使することさえもあぶないというのに、選挙運動をさせるのは却つて同じような心配が出て来るのではないか。併しながら今お話申した通り、単純なる機械的な労務は何も選挙権を行使する判断、或いは常識等の必要はないのでありますから、何人からの命令或いは頼みによつて単純な労務をするのは差支えないという趣旨であります。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101314720X06019520714/82>

083・原虎一

○原虎一君 これは実際こういう法律を作ると、その適用に当る人が非常に困るのじやないかと思うのです。昔、単純なる労務者を選挙運動者というものを法律上区別した時代があつた。例えば立看板を運ぶのは単純なる労務である、或いはポスターを貼るというのも単純な労務である。演説をして有権者に候補者の可否の判定を与えるような運動はいかんという範囲の問題が出て来ると思うのです。まあ今中田君からも質問がありましたが、全く十三、四の子供を自動車に乗せて、小学校の先生をやめて県会議員に立つて運動をやつたのを私ども見ておりますが、それで当選しております。こういうこともありますから、全く可否の判定を与えるような運動に子供を使うということはどうかと思うのですが、このままではどうも我々も非常に困るんじやないかという気がするのです。昔の単純労務というのは一定のまあ基準があつたような気がするんですが、そういう問題について単純なる労務をどの範囲にす

○中田吉雄君 その点に関して、立候補した候補者の事務所から街頭を流して行く際に、政策をきちんと書いてマイクで朗読させる、これも機械的な労務なんです、それは委員長はやはり選挙運動のように言われたのですが、これはどうなんですか。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101314720X06019520714/87>

088・三浦義男

○衆議院法制局参事（三浦義男君） 読む行為自体は一つの機械的な事柄のように考えられますけれども、その訴えること自体が問題でありまして、それはその内容が投票を依頼したりするような内容を含んでおる以上は、やはりそれに携る行為は選挙運動だと、かように考えております。例えば連呼行為をいたす場合におきまして、誰々さんに投票をお願いいたしますというような依頼の行為がその文言の中に現われておれば、やはりこれを選挙運動だということに従来考えておりますので、そういうような意味におきまして今の問題も選挙運動だと、かように解釈いたします。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101314720X06019520714/88>

089・中田吉雄

○中田吉雄君 もう一遍お伺いしますが、選挙権がある者が大体公平な判断のできる年令に達したという意味で、こういう規定を入れられたことも一応理解されるのですが、やはり最近の選挙でこういう弊害が多かつたんですか。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101314720X06019520714/89>

090・三浦義男

○衆議院法制局参事（三浦義男君） これは今度の改正案を作りますときに、小澤委員長の前の水田委員長のときでありましたが、衆議院の選挙法の委員のかたがたが全国手分けしてほうぼうへ参りまして、私もそのときに或る地方へお供して参つたわけでありまして、それから更に各方面を視察された結果の報告等に徴しますると、やはり未成年者の選挙運動というものはこの前の地方選挙等におきまして相当弊害が現われたというような意見が出ておまして、そういう結果からこういうことを規定したわけでございまして、例えばこれは連呼行為等とも関連いたしますけれども、いわゆる人海戦術と申しますか、そういうようなこととも裏腹の問題になる事柄でありますので、規定したほうがいい、こういうようなことからこの規定ができたわけであります。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101314720X06019520714/90>

091・原虎一